

改正案	現行
<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の七 道府県は、次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一～十八（略）</p> <p>十九 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行（同法附則第十五条の二第三項の規定により承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。）が同法第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う同法第十二条第十二項に規定する被管理金融機関からの同条第十三項に規定する事業の譲受け等による不動産（同法第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であること）の取得がされたものに限る。）の取得</p> <p>二十 預金保険法第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等（同法附則第十五条の二第三項の規定により特定承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。）が同法第二百二十六条の三十四第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う同法第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等からの同法第二百二十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等による不動産の取得</p>	<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の七 道府県は、次に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一～十八（略）</p> <p>十九 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行（同法附則第十五条の二第三項の規定により当該承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。）が同法第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う同法第十二条第十二項に規定する被管理金融機関からの同条第十三項に規定する事業の譲受け等による不動産（同法第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であること）の取得がされたものに限る。）の取得</p> <p>（新設）</p>

二十一 保険業法第二百六十条第六項に規定する承継保険会社が、
保険契約者保護機構の同法第二百七十条の三の二第六項の規定に
よる同項第二号の決定を受けて行う同法第二百六十条第二項に規
定する破綻保険会社からの保険契約の移転による不動産の取得

附 則

(不動産取得税の非課税)

第十条 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協
定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項
第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う同法附則第
七条第一項に規定する破綻金融機関等の同法第二条第十三項に規定
する事業の譲受け等若しくは同法第二百二十六条の三十四第一項に規
定する特定事業譲受け等又は同法附則第八条第二号に規定する
預金保険機構の委託（同法附則第十条第一項第一号及び第二号に
掲げる場合に係るものに限る。）を受けて行う資産の買取りにより
不動産を取得した場合には、当該あつせん又は当該委託の申出が平
成十三年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間になされ
たときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不
動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2
5
6 (略)

二十 保険業法第二百六十条第六項に規定する承継保険会社が、保
険契約者保護機構の同法第二百七十条の三の二第六項の規定によ
る同項第二号の決定を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定
する破綻保険会社からの保険契約の移転による不動産の取得

附 則

(不動産取得税の非課税)

第十条 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協
定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項
第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う同法附則第
七条第一項に規定する破綻金融機関等の事業の譲受け又は同法附則
第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託（同法附則第十
条第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係るものに限る。）を受
けて行う資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該あつ
せん又は当該委託の申出が平成十三年四月一日から平成二十七年三
月三十一日までの間になされたときに限り、第七十三条の二第一項
の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税
を課することができない。

2
5
6 (略)

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2 3 4 (略) 5 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長長の認定を受けたものをいう。 一 3 五 (略) 六 破綻金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行、同法第一百一条第二項に規定する特別危機管理銀行、同法第二百二十六条の二第一項第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定に係る金融機関、同法第二百二十六条の三第三項第一号に規定する特定承継銀行及び同法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行（同条第四項第四号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第二条第五項に規定する被管理金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行うつ</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 3 4 (略) 5 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当することについてその住所地を管轄する市町村長又は特別区長長の認定を受けたものをいう。 一 3 五 (略) 六 破綻金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第四項に規定する破綻金融機関、同条第十二項に規定する被管理金融機関、同条第十三項に規定する承継銀行、同法第一百一条第二項に規定する特別危機管理銀行及び同法附則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行（同条第四項第四号に規定する承継勘定に係る業務を行う場合に限る。）並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第二条第五項に規定する被管理金融機関、同条第七項に規定する承継銀行及び同条第八項に規定する特別公的管理銀行をいう。）と金融取引を行つていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じてい</p>

ていたことにより、銀行その他の金融機関との金融取引について借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、当該中小企業者の経営の安定に支障を生じていると認められること。

七・八 (略)

ると認められること。

七・八 (略)

○ 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（附則第十九条関係）

改正案	現行
<p>（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減） 第八十条（略）</p> <p>2 銀行その他の政令で定める者（以下この条において「銀行等」という。）が、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第二百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け若しくは当該第一号措置に関する株式の取得又は同法第二百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置に係る同法第二百二十六条の二十二第一項に規定する特定株式等の引受け等を行うべき旨の同条第六項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け若しくは当該特定第一号措置に関する株式の取得であつて、政令で定めるもの（平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にされたこれらの決定に係るものに限る。）による資本金の額の増加を行った場合において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところによりこれらの決定の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減） 第八十条（略）</p> <p>2 銀行その他の政令で定める者（以下この条において「銀行等」という。）が、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二条第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第二百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該第一号措置に関する株式の取得であつて政令で定めるもの（平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にされた当該決定に係るものに限る。）による資本金の額の増加を行った場合において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該決定の日から一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする。</p> <p>一・二（略）</p>

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第二十条関係）

改正案				現行				
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九 条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十 九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係 ）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、 認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九 条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十 九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係 ）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、 認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	
	一～三十四の二（略）				一～三十四の二（略）			
	三十五 銀行等の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他 の営業所等に係る認可若しくは登録又は銀行持株会社等に係る認 可	(一)～(四) (略) (五) 銀行法第四十七条の三（従たる外 国銀行支店の設置等）の規定による 次に掲げる認可 イ・ロ (略)	(略)		(略)	(一)～(四) (略) (五) 銀行法第四十七条の二（従たる外 国銀行支店の設置等）の規定による 次に掲げる認可 イ・ロ (略)	(略)	(略)

三十七～百六十 (略)	(一)・(二) (略)	(略)	(略)	三十六 金融機関の代理業の許可	(六) (略)	(七) 信用金庫法(昭和二十六年法律第 二百三十八号)第五十四条の二第一 項(外国銀行代理業務に係る認可等)の外国銀行代理業務の認可	(八) (略)			
	(三) 信用金庫法第八十五条の二第一項 (許可)の信用金庫代理業の許可	許可件数	一件につき 九万円					(略)	認可件数	一件につき 十五万円
	(四)・(五) (略)	(略)	(略)					(略)	(略)	(略)
三十七～百六十 (略)	(一)・(二) (略)	(略)	(略)	三十六 金融機関の代理業の許可	(六) (略)	(七) (新設)	(七) (略)			
	(三) 信用金庫法(昭和二十六年法律第 二百三十八号)第八十五条の二第一 項(許可)の信用金庫代理業の許可	許可件数	一件につき 九万円					(略)	(新設)	(略)
	(四)・(五) (略)	(略)	(略)					(略)	(新設)	(略)

改 正 案	現 行
<p>第六十二条（略）</p> <p>2 前項の農水産業協同組合に係る相互援助取決めとは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。</p> <p>一 農水産業協同組合である農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合が行う取決めであつて、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が当該目的のため農水産業協同組合連合会等に預け入れた貯金その他の資金を原資として、農水産業協同組合連合会等が救済農水産業協同組合、経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合である農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に対し資金の貸付けその他の援助（農水産業協同組合連合会等がその子会社（農業協同組合法第十一条の二第二項、水産業協同組合法第九十二条第一項若しくは第百条第一項において準用する同法第十一条の六第二項又は農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）又は協定債権回収会社（第七十四条第一号に規定する協定債権回収会社をいう。次号において同じ。）に行わせる資産の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの</p>	<p>第六十二条（略）</p> <p>2 前項の農水産業協同組合に係る相互援助取決めとは、次の各号のいずれかに掲げるものをいう。</p> <p>一 農水産業協同組合である農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合が行う取決めであつて、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が当該目的のため農水産業協同組合連合会等に預け入れた貯金その他の資金を原資として、農水産業協同組合連合会等が救済農水産業協同組合、経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合である農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合に対し資金の貸付けその他の援助（農水産業協同組合連合会等がその子会社（農業協同組合法第十一条の二第二項、水産業協同組合法第九十二条第一項若しくは第百条第一項において準用する同法第十一条の六第二項又は農林中央金庫法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。）又は協定債権回収会社（第七十四条第一号に規定する協定債権回収会社をいう。次号において同じ。）に行わせる資産の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの</p>

二 農水産業協同組合連合会の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合連合会及び農林中央金庫が行う取決めであつて、農水産業協同組合連合会が当該目的のため農林中央金庫に預け入れた預金その他の資金を原資として、農林中央金庫が救済農水産業協同組合、経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合である農水産業協同組合連合会に対し資金の貸付けその他の援助（農林中央金庫がその子会社（農林中央金庫法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）又は協定債権回収会社に行わせる資産の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの

三（略）
3（略）

（報告又は資料の提出）

第百十六条（略）

2 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農水産業協同組合の子会社（当該農水産業協同組合が農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一条の第二項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の六第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に、農林中央金庫

二 農水産業協同組合連合会の相互扶助に資することを目的として、全国の区域を対象に農水産業協同組合連合会及び農林中央金庫が行う取決めであつて、農水産業協同組合連合会が当該目的のため農林中央金庫に預け入れた預金その他の資金を原資として、農林中央金庫が救済農水産業協同組合、経営困難農水産業協同組合又は合併により設立される農水産業協同組合である農水産業協同組合連合会に対し資金の貸付けその他の援助（農林中央金庫がその子会社（農林中央金庫法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。）又は協定債権回収会社に行わせる資産の買取りその他の援助を含む。）を行うことを定めるもの

三（略）
3（略）

（報告又は資料の提出）

第百十六条（略）

2 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農水産業協同組合の子会社（当該農水産業協同組合が農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一条の第二項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の六第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に、農林中央金庫

3
(略)

である場合には農林中央金庫法第二十四条第四項に、それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対し、当該農水産業協同組合の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3
(略)

である場合には農林中央金庫法第二十四条第三項に、それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対し、当該農水産業協同組合の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

○ 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）（附則第二十二條關係）

改正案	現行
<p>（預金保険法の適用）</p> <p>第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第一項及び第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号。以下「特定住專債権等処理法」という。）」と、同法第四十二条第一項中「業務」とあるのは「業務（特定住專債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住專債権等処理法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（特定住專債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含むものとし、第四十条の二第二号に掲げる業務及び特定住專債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務を除く。）」と、同法第一百五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住專債権等処理法」と、同法第三号中「第三十四条に規定する業務（特定住專債権等処理法」とあるのは「第三十四条に規定する業務（特定住專債権等処理法</p>	<p>（預金保険法の適用）</p> <p>第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第一項及び第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号。以下「特定住專債権等処理法」という。）」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務（特定住專債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務を除く。）」と、同法第四十二条第一項中「業務」とあるのは「業務（特定住專債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定住專債権等処理法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（特定住專債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含むものとし、第四十条の二第二号に掲げる業務及び特定住專債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務を除く。）」と、同法第一百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この</p>

第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。)並びに特定住専債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務」と、同条第六号中「第四十三号」とあるのは「第四十三号(特定住専債権等処理法第二十二条において準用する場合を含む。)」と、「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金又は緊急金融安定化基金若しくは金融安定化拠出基金」とする。

法律又は特定住専債権等処理法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務(特定住専債権等処理法第九条第三項後段において第三十四条第三号に掲げる業務とみなされるものを含む。)」並びに特定住専債権等処理法第三条第一項及び第十二条の二第一項に規定する業務」と、同条第六号中「第四十三号」とあるのは「第四十三号(特定住専債権等処理法第二十二条において準用する場合を含む。)」と、「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金又は緊急金融安定化基金若しくは金融安定化拠出基金」とする。

○ 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）（附則第二十三条関係）

改正案	現行
<p>（報告又は資料の提出等） 第四十九条（略）</p> <p>2 預金保険法第三十七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、特別公的管理銀行の取締役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの者であった者について準用する。</p> <p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務） 第五十三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 預金保険法附則第七条第一項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、機構が特定協定銀行に対し第一項第二号の規定による資産の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等（第二百二十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた事業、破綻金融機関等から吸収分割により承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から引き受けた預金等に係る債務若しくはその不履行により我</p>	<p>（報告又は資料の提出等） 第四十九条（略）</p> <p>2 預金保険法第三十七条第三項の規定は、特別公的管理銀行の取締役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの者であった者について準用する。</p> <p>（金融機関等の資産の買取りに関する業務） 第五十三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 預金保険法附則第七条第一項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、機構が特定協定銀行に対し第一項第二号の規定による資産の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた事業若しくは引き受けた預金等に係る債務又は移管措置（附則第十五条の三第一項第六号に規定する移管措置をいう。次条において同じ。）により協定後勘定（附則第八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。）に移した資産及び負債の整理を行い、並びに附則第十条</p>

が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務（次条第一項第一号及び附則第十一条第一項において「預金等に係る債務等」という。）又は移管措置（附則第十五条の三第一項第六号に規定する移管措置をいう。次条において同じ。）により協定後勘定（附則第八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。以下同じ。）に移した資産及び負債の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産又は同条第七項に規定する措置により協定後勘定に移した資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定（以下「特定整理回収協定」という。）」と、同項第二号中「附則第十条の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する金融機能再生緊急措置法第三十条本文」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第二号の二中「次条第一項第二号の三」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置

第一項の規定による委託を受けて買い取った資産又は同条第七項に規定する措置により協定後勘定に移した資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定（以下「特定整理回収協定」という。）」と、同項第二号中「附則第十条の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する金融機能再生緊急措置法第三十条本文」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第二号の二中「次条第一項第二号の三」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法第五十三条第三項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定整理回収協定)

第五十四条 (略)

2 預金保険法附則第八条第一項(第一号から第二号の三まで、第四号の二及び第六号を除く。)の規定は、特定整理回収協定について準用する。この場合において、同項第三号中「第二号」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能再生緊急措置法」という。)(第五十四条第一項第一号」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第四号中「第一号の規定による事業の譲受け等若しくは特定事業譲受け等又は第二号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第一号」と、「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「前二号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する第四号」と、同項第七号中「債務者の財産が」とあるのは「債務者の財産(当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する次号において同じ。)(が」と、同項第九号中「第七号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する第七号」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、同項第十号中「整理回収業務」と

(特定整理回収協定)

第五十四条 (略)

2 預金保険法附則第八条第一項(第一号から第二号の三まで、第四号の二及び第六号を除く。)の規定は、特定整理回収協定について準用する。この場合において、同項第三号中「第二号」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能再生緊急措置法」という。)(第五十四条第一項第一号」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第四号中「第一号の規定による事業の譲受け等又は第二号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第一号」と、「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「前二号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する第四号」と、同項第七号中「債務者の財産が」とあるのは「債務者の財産(当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する次号において同じ。)(が」と、同項第九号中「第七号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する第七号」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、同項第十号中「整理回収業務」とあるのは「業務」と読み替

あるのは「業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

(預金保険法の適用)

第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に掲げる者（同項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第一号に規定する金融機関等）」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第一号に規定する金融機関等）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く

えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

(預金保険法の適用)

第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。）」（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第一号に規定する金融機関等）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く。）」と、同法第五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。

。）」と、同法第百五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。

第八十二条 (略)

2 特別公的管理銀行の取締役、監査役若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第四十九条第二項において準用する預金保険法第三十七条第三項(第一号に係る部分に限る。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、前項と同様とする。

第八十二条 (略)

2 特別公的管理銀行の取締役、監査役若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第四十九条第二項において準用する預金保険法第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、前項と同様とする。

第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能早期健全化緊急措置法第十四条に規定する金融機能早期健全化業務を除く。）」と、同法第一百五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、「及び財務大臣」とあるのは「、財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。

全化業務を除く。）」と、同法第一百五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、「及び財務大臣」とあるのは「、財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第二十五条関係）

改正案	現行
<p>別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十九条関係） 一〇十二（略） 十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）、第九十七条の二第十一号から第十五号まで（内部者取引等）又は第二百条第十四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪 十四〇八十四（略）</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十九条関係） 一〇十二（略） 十三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条（虚偽有価証券届出書等の提出等）、第九十七条の二第十一号から第十三号まで（内部者取引等）又は第二百条第十四号（損失補填に係る利益の收受等）の罪 十四〇八十四（略）</p>

改正案	現行
<p>（社債管理者等の費用及び報酬） 第二百二十条の二（略） 2～5（略） 6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。 一・二（略） 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第九十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第九十九条に規定する投資法人債 四・五（略）</p>	<p>（社債管理者等の費用及び報酬） 第二百二十条の二（略） 2～5（略） 6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で再生債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。 一・二（略） 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第九十九条の八に規定する投資法人債管理者 同法第九十九条に規定する投資法人債 四・五（略）</p>

○ 破産法（平成十六年法律第七十五号）（附則第二十六条関係）

改正案	現行
<p>（社債管理者等の費用及び報酬） 第二百五十条（略） 2～5（略） 6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。 一・二（略） 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第三百二十九条の八に規定する投資法人債管理者</u> 同法第<u>二条第十九項に規定する投資法人債</u> 四・五（略）</p>	<p>（社債管理者等の費用及び報酬） 第二百五十条（略） 2～5（略） 6 前各項の規定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債権で破産債権であるものの管理に関する事務につき生ずる費用又は報酬に係る請求権について準用する。 一・二（略） 三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）<u>第三百二十九条の八に規定する投資法人債管理者</u> 同法第<u>二条第十七項に規定する投資法人債</u> 四・五（略）</p>

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（附則第二十七条関係）

改正案	現行
<p>（取締役の資格等）</p> <p>第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号から第十五号まで、第九十八号第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯</p>	<p>（取締役の資格等）</p> <p>第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の規定に違反し、又は金融商品取引法第九十七条、第九十七号の二第一号から第十号の三まで若しくは第十三号、第九十八号第八号、第九十九条、第二百条第一号から第十二号の二まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ</p>

し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2
4
(略)

、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

2
4
(略)

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（附則第二十八条関係）

改正案	現行
<p>（子会社保有の制限） 第百十一条（略）</p> <p>2 前項の規定は、子会社対象金融機関等が、銀行法第十六条の二第八項に規定する内閣府令で定める事由により郵便貯金銀行の子会社となる場合については、適用しない。ただし、郵便貯金銀行は、その子会社となった子会社対象金融機関等を引き続き子会社とするこ とについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、 当該子会社対象金融機関等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければなら ない。</p> <p>3～7（略）</p> <p>8 第一項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法 第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで、第八号から第十一 号まで、第十三号又は第十四号に掲げる会社（従属業務（同条第二 項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（主として郵 便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。 ）及び同条第七項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総 務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。</p>	<p>（子会社保有の制限） 第百十一条（略）</p> <p>2 前項の規定は、子会社対象金融機関等が、銀行法第十六条の二第 五項に規定する内閣府令で定める事由により郵便貯金銀行の子会社 となる場合については、適用しない。ただし、郵便貯金銀行は、そ の子会社となった子会社対象金融機関等を引き続き子会社とするこ とについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、 当該子会社対象金融機関等が当該事由の生じた日から一年を経過す る日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければなら ない。</p> <p>3～7（略）</p> <p>8 第一項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法 第十六条の二第一項第二号の二から第六号まで、第八号から第十一 号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に 掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（主として郵便貯金銀行 の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条 第四項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定 めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。</p>

(届出事項)

第二百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 銀行法第十六条の二第一項第十一号から第十二号の二までに掲げる会社(子会社対象金融機関等(第百十一条第八項に規定する子会社対象金融機関等をいう。次号において同じ。))に該当するものを除く。)を子会社としようとするとき。

三〇八 (略)

2 (略)

(届出事項)

第二百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 銀行法第十六条の二第一項第十一号又は第十二号に掲げる会社(子会社対象金融機関等(第百十一条第八項に規定する子会社対象金融機関等をいう。次号において同じ。))に該当するものを除く。)を子会社としようとするとき。

三〇八 (略)

2 (略)

○ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）（附則第二十九条関係）

改 正 案

現 行

<p>（預金保険法の適用）</p> <p>第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号。以下「被害回復分配金支払法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「次の各号に掲げる業務」とあるのは「次の各号に掲げる業務（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、当該業務）」と、「各号に定める者」とあるのは「各号に定める者（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関）」と、同条第二項中「特定持株会社等」とあるのは「特定持株会社等（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は被害回復分配金支払法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び</p>	<p>（預金保険法の適用）</p> <p>第三十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号。以下「被害回復分配金支払法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。）」とあるのは「銀行持株会社等に限る。）」（被害回復分配金支払法の規定による業務を行う場合にあつては、被害回復分配金支払法第二条第一項に規定する金融機関。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は被害回復分配金支払法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び被害回復分配金支払法第二十八条に規定する被害回復分配金支払業務を除く。）」と、同法第五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は被害回復分配金支払法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び被害回復分配金支払法の</p>
--	--

被害回復分配金支払法第二十八条に規定する被害回復分配金支払業務を除く。」と、同法第五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は被害回復分配金支払法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び被害回復分配金支払法の規定による業務」とする。

(報告又は資料の提出)

第三十五条 (略)

2 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融機関若しくは銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀行法第二条第一項に規定する銀行又は同条第十三項に規定する銀行持株会社である場合には同条第八項に、長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行又は同法第六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社である場合には同法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十二条第五項に、農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一条の二第二項に、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の六

規定による業務」とする。

(報告又は資料の提出)

第三十五条 (略)

2 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融機関若しくは銀行持株会社等(以下この条及び次条において「金融機関等」という。)の子会社(当該金融機関等が銀行法第二条第一項に規定する銀行又は同条第十三項に規定する銀行持株会社である場合には同条第八項に、長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行又は同法第六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社である場合には同法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十二条第五項に、農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一条の二第二項に、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一条の六

第二項に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第二十四条第四項に、株式会社商工組合中央金庫である場合には株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第二項に、それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者（金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3
(略)

第二項に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第二十四条第三項に、株式会社商工組合中央金庫である場合には株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第二項に、それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は当該金融機関等から業務の委託を受けた者（金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）に対し、当該金融機関等の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3
(略)

○ 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（附則第三十条関係）

改正案	現行
<p>（銀行法等の規定の適用）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務又は特定信託引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）、第十七条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。</p> <p>3（略）</p> <p>（預金保険法の特例）</p> <p>第五十七条 第五十一条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号。以下「機構法」</p>	<p>（銀行法等の規定の適用）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務又は特定信託引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十七条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二十二条（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。</p> <p>3（略）</p> <p>（預金保険法の特例）</p> <p>第五十七条 第五十一条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号。以下「機構法」</p>

という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十一条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。)」と、同法第四十七条第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項(機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、同法第五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務」と、同法第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項(機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。)」と、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務(機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。)」を」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十一条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)」とあるのは「業務(第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務を除く。)」と、同法第四十七条第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項(機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、同法第五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第五十一条第一項各号に掲げる業務」と、同法第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項(機構法第五十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

○ 株式会社東日本震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）（附則第三十一条関係）

改正案	現行
<p>（銀行法等の規定の適用）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）、第七十条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二十二條（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。</p> <p>3（略）</p> <p>（預金保険法の特例）</p> <p>第五十三条 第四十七条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「機構法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）</p>	<p>（銀行法等の規定の適用）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 機構が前条第一項第一号に掲げる貸付債権の信託の引受けの業務を行う場合には、機構を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関とみなして、同法第二条第一項において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条第一項、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十七条（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二十二條（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。</p> <p>3（略）</p> <p>（預金保険法の特例）</p> <p>第五十三条 第四十七条第一項の規定により預金保険機構が同項各号に掲げる業務を行う場合における預金保険法の適用については、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号。以下「機構法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。）</p>

「と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十一条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第四十七条第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項（機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務」と、同法第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項（機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

「と、同法第三十七条第一項中「業務を」とあるのは「業務（機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。）」を」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十一条第一項第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は機構法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務を除く。）」と、同法第四十七条第一号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項（機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同法第五十二条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び機構法第四十七条第一項各号に掲げる業務」と、同法第七号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十五条第二項（機構法第五十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）（附則第三十二条関係）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一～七 （略） 八 第八条中租税特別措置法第六十七条の十五第一項第二号への改正規定及び附則第七十一条の規定 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日 九・十 （略）</p>	<p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一～七 （略） 八 第八条中租税特別措置法第六十七条の十五第一項第二号への改正規定及び附則第七十一条の規定 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日 九・十 （略）</p>

改正案	現行
<p>（証券取引等監視委員会）</p> <p>第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、預金保険法、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（勧告）</p> <p>第二十条 委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、預金保険法、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。</p>	<p>（証券取引等監視委員会）</p> <p>第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（勧告）</p> <p>第二十条 委員会は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、資産の流動化に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。</p>

2

(略)

2

(略)